

令和4年TOKYO交通安全キャンペーン

12月1日(木)～7日(水)

世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

市民一人ひとりに交通安全意識の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより、年末期における交通事故および渋滞の防止を図ります。

重点項目として、高齢者を始めとする歩行者の安全確保、歩行者等の保護など安全運転意識の向上および飲酒運転等の危険運転の根絶、自転車の交通事故防止、二輪車の交通事故防止、電動キックボード等の交通ルール遵守の徹底、違法駐車対策の推進に取り組みます。

■自転車安全利用五則

自転車も交通事故を起こせば刑事上、民事上の責任が問われます。正しいルールを知り、安全に自転車を利用しましょう。

- ▷車道が原則、左側を通行
- 歩道は例外、歩行者を優先
- ▷交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ▷夜間はライトを点灯
- ▷飲酒運転は禁止
- ▷ヘルメットを着用

問 交通対策課交通対策係(☎042-387-9850)

■家屋に関するお知らせ

【新築(増改築)調査にご協力を】

新築(増改築)家屋は、建築した年の翌年度から固定資産税・都市計画税が課税されます。

市では、令和5年度課税のために、令和4年1月2日以降、新築および増改築した家屋の調査を行っています。

調査は、市の調査員(固定資産評価補助員)が、事前に日程を調整のうえ伺います。調査員は、職員証明書等を提示しますので、ご協力をお願いします。

■調査内容(屋根や外壁・各部屋の内装等に使用されている資材や設備の状況を調査します)

【取り壊したときはご連絡を】

課税事務を円滑に行うために、家屋を取り壊したときは、資産税課までご連絡ください。

取り壊した家屋には、翌年度から固定資産税・都市計画税は課税されません。

居住用家屋が建っている土地は、税負担を軽減する特例措置が適用されていますが、家屋を取り壊したときはこの適用がなくなり、翌年度の土地の固定資産税・都市計画税

が上がる場合があります。

◇共通◇

問 資産税課家屋係(☎042-387-9821)

木造住宅耐震診断・改修等費用助成制度

大地震に備えて自分の住宅の耐震診断を行い、必要に応じて耐震補強をすることが重要です。事前書類の提出や指定調査機関等、助成条件について詳しくはお問い合わせください。

なお、同一の住宅に対し各助成は1回のみになります。

【耐震診断費用の助成】

対昭和56年5月31日以前に着工した市内に存する地階を除く階数が2階建て以下の木造一戸建・木造店舗併用住宅(延床面積の過半が居住用)を所有する個人

■助成金額 10万円を上限に、耐震診断費用の3分の2以内(千円未満は切り捨て)

【耐震改修等費用の助成】

耐震診断を行った結果、市の定める耐震基準に適合しない住宅の所有者

■助成金額 耐震改修は60万円、除却は30万円を上限に、要した費用の2分の1以内(千円未満は切り捨て)

◇共通◇

問 まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9899)

東京都施行型都民住宅のご案内(先着順募集タイプ)の配布

令和4年12月からの「東京都施行型都民住宅のご案内(先着順募集タイプ)」を配布します。

■配布開始日12月1日(木)

所まちづくり推進課(市役所第二庁舎5階)

他人居資格・申込方法等詳細は、J K K 東京(東京都住宅供給公社)ホームページ(ps://www.to-kousya.or.jp)またはご案内をご覧ください。

問 J K K 東京募集センター(☎03-3498-8894)

市まちづくり推進課住宅係(☎042-387-9861)

市税の申告は電子申告サービスeLTAx(エルタクス)で

インターネットを利用した電子申告サービスeLTAxによる市税の電子申告を受け付けています。

電子申告ができる申告は次のとおりです。

▽法人市民税Ⅱ予定申告、確定申告、修正申告など

▽固定資産税(償却資産)Ⅱ全資産申告、増加資産申告、減少資産申告、修正申告など

▽個人住民税Ⅱ給与支払報告書の提出、給与所得者異動届出書、特別徴収への切替届出(依頼)書の提出など(市民税・都民税申告書の提出はできません)

※詳細は、eLTAxホームページ(http://www.etax.ta.go.jp)をご覧ください

問 地方税協同機構ヘルプデスクナビダイヤル(☎0570-081459、☎03-5521-0019)、市民税課諸税係(☎042-387-9820)、資産税課家屋係(☎042-387-9821)

12月はオール東京滞納STOP強化月間

東京都と市区町村では、安定した税収確保と納税の公平性確保をめざして、都と市区町村が連携した広報や催告による納税推進、差し押さえやタイヤロック、搜索等の滞納処分など、多様な徴収対策に取り組みしています。

市では今年度も引き続き、預貯金、給与等の債権、搜索による動産、不動産の差し押さえ等を実施し、納税の公平性確保に取り組んでいます。

問 納税課納税係(☎042-387-9823)



夜間納税窓口を開設

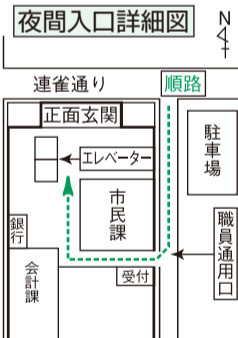
時 12月5日(月)～7日(水) いずれも午後8時まで

所 納税課(市役所第二庁舎3階) ※東側職員通用口から入り、エレベーターをご利用ください

内 固定資産税・都市計画税、市・都民税、軽自動車税、法人市民税、国民健康保険税

※事情により一度に納めることが困難な方は、ご相談ください

問 納税課納税係(☎042-387-9823)



市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料・国民年金保険料

納め忘れはありませんか

各種税金・保険料は、さまざまなサービスを提供するための大切な財源です。納め忘れがありましたら、至急、納付をお願いします。

納期限内に納めることが困難な方は、ご相談ください。納付書の再発行、年金天引きから口座振替への変更等、詳しくは、お問い合わせください。

市税

問 納税課納税係(☎042-387-9823)

国民健康保険税

問 課税内容についてⅡ保険年金課国民健康保険係(☎042-387-9832) ▼納付についてⅡ納税課納税係(☎042-387-9823)

後期高齢者医療保険料

問 保険年金課高齢者医療係(☎042-387-9834)

介護保険料

問 介護福祉課介護保険係(☎042-387-9921)

市税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を滞納すると…

納期経過後は、納期限



国民年金は、日本国内に住む20歳から60歳未満のすべての人(厚生年金・共済組合加入者を除く)が加入し、保険料を納め、支え合う制度です。納め忘れがあると、老齢基礎年金、障害基礎年金や遺族基礎年金が受け取れなくなる場合があります。

国民年金保険料

問 市保険年金課国民年金係(☎042-387-9844)、立川年金事務所(☎042-521-0352)